

# 改正道路交通法施行

平成 19 年 6 月 20 日公布

平成 19 年 9 月 19 日施行

## 悪質・危険運転対策

- 飲酒運転に対する制裁の強化
  - ・ 飲酒運転に対する罰則引上げ（運転者本人に対する罰則）
    - 酒酔い運転.....5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
    - 酒気帯び運転.....3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
  - ・ 飲酒検知拒否罪に対する罰則引上げ..3 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
  
- 飲酒運転の周辺者に対する制裁の強化
  - ・ (車両提供)
    - 運転者が酒酔いの場合.....5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
    - 運転者が酒気帯びの場合.....3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
  - ・ (種類提供)
    - 運転者が酒酔いの場合.....3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
    - 運転者が酒気帯びの場合.....2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
  - ・ (要求、依頼しての同乗)
    - 運転者が酒酔いの場合.....3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
    - 運転者が酒気帯びの場合.....2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
  
- 救護義務違反
  - いわゆるひき逃げの罰則.....10 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰則